

太子町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第 12 号

太子町財務規則の一部を改正する規則

太子町財務規則（平成 4 年規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 1 項中「130 万円」を「200 万円」に改め、同表第 2 項中「80 万円」を「150 万円」に改め、同表第 3 項中「40 万円」を「80 万円」に改め、同表第 4 項中「30 万円」を「50 万円」に改め、同表第 6 項中「全各号」を「前各号」に、「50 万円」を「100 万円」に改める。

別表第 5 中

「

	文化推進課	出納員 現金取扱員	(1) その所掌に属する各種使用料の収納及び保管の事務 (2) 文化会館における物品の出納及び保管の事務	”
--	-------	--------------	---	---

を

」

「

	文化会館	出納員 現金取扱員	(1) その所掌に属する各種使用料の収納及び保管の事務 (2) 館における物品の出納及び保管の事務	”
--	------	--------------	--	---

に改める。

」

別表第 6 中

「

	文化推進課	課長	”
--	-------	----	---

を

「

」

文化会館	館長	”
------	----	---

に改める。

」

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。